

# 令和5年度愛媛県「三浦保」愛基金社会福祉分野公募事業募集要領



## 1 趣旨

県内の社会福祉の向上を図るため、社会福祉団体等が行う地域の実情に応じ創意工夫を凝らした福祉活動に係る事業を広く公募し、その事業の実施に要する経費に対し、愛媛県「三浦保」愛基金を活用して予算の範囲内において助成を行います。

## 2 対象団体

(1) 対象となる団体は、県内に事務所を有する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、その他社会福祉の向上に寄与する事業を行う法人若しくは団体であって、次の要件をすべて満たすものです。

- ① おおむね1年以上継続して社会福祉に関する活動を行っていること。
- ② 団体の組織を備え、運営に関する規程（定款、寄附行為、規約、会則等）を有するとともに、運営に当たっては多数決を原則としていること。
- ③ 財産及び会計の管理が適切に行われていること。
- ④ 愛媛県の規定指定金融機関又は指定代理金融機関の口座を開設しており、愛媛県会計規則第44条の規定に基づく口座振替申込書兼債権者登録（変更）票が提出され、口座振込で補助金の支払が可能であること。
- ⑤ 個人住民税の特別徴収を実施していること。（特別徴収義務がない団体を除く。）

(2) そのほか、次の要件をすべて満たす団体も、応募することができます。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校におけるグループであること。
- ② 令和5年度を通して地域福祉活動を行う予定であること。
- ③ 学校長等指導的立場の者が公募事業の申込みを行うこと。

## 3 対象事業

応募の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業であって、令和6年3月15日までに完了するものです。ただし、国、県又は市町の助成やその他の公的助成を受ける事業は対象になりません。

- (1) 高齢者に対する福祉サービスや支援活動に関する事業
- (2) 障がい者に対する福祉サービスや支援活動に関する事業
- (3) 子育て支援に関する事業
- (4) 地域福祉活動に関する事業
- (5) その他社会福祉の向上に関する事業

## 4 助成額

助成額は、補助対象経費（別添「補助対象経費費目」）に対して、次の補助率で算出した額とします。

ただし、応募の状況によっては、一団体当たりの助成額を調整する場合があります。

なお、補助対象経費は、別に添付している「補助対象経費費目」のとおりです。

- (1) 特別枠 一団体 120万円以内 補助率 3/4以内
- (2) 一般枠 一団体 30万円以内 補助率 10/10以内

## 5 事業採択団体数

- (1) 特別枠 3団体程度
- (2) 一般枠 25団体程度

応募の状況によっては、助成額の調整により採択団体数が増減する場合があります。

## 6 事業実施期間

補助金の交付決定の日（6月初旬を予定）から令和6年3月15日までの間

## 7 応募方法

この要領に添付している応募申込書に必要な事項を記入し、次の書類を添付の上、（学校におけるグループについては、(1)及び(9)以外は、提出可能なもののみで可）募集期間内に、愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課企画係に持参するか、郵送又はメール若しくはFAXにより提出してください。

なお、応募は、1団体1事業とします。

おって、提出された書類は、すべて部内審査会において公開します。

- (1) 公募事業申込書（事業計画書及び収支予算書を含む。）
- (2) 補助事業に関する確認書
- (3) 定款、寄附行為、規約、会則のいずれか
- (4) 役員名簿（任意団体の場合は、最低限代表、副代表、会計担当者などがわかる名簿）
- (5) 団体としての年間の事業計画書
- (6) 団体としての今年度の予算書
- (7) 団体としての前年度の決算書
- (8) 団体の理事会等で(7)の決算承認を受けたことが確認できる議事録の写し
- (9) 団体の活動状況が分かる書類（A4サイズ3枚以内）
- (10) 所得税の源泉徴収実施を証する書類（経費に源泉徴収が必要な経費（賃金、報償費等）がある団体に限る。）
- (11) 個人住民税の特別徴収実施を証する書類（直近の給与所得者等に係る市（町村）民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写し）等）ただし、特別徴収義務のない場合は義務がない旨の申立書。
- (12) 提出書類チェック表

## 8 募集期間

令和5年1月10日(火)から令和5年3月24日(金)17:15まで（必着）

## 9 審査

- (1) 応募のあった事業については、愛媛県職員で構成する保健福祉部部内審査会（以下、「部内審査会」という。）と外部委員を含む愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会で審査を行います。
- (2) 部内審査会の選考は、書類審査による一次審査及び応募者に直接事業内容等の説明（プレゼンテーション）をしていただく二次審査により行います。ただし、応募者による説明の実施が困難と認められる場合は、書類審査により二次審査を行います。
- (3) 部内審査会の選考結果を愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会に付議した上で、補助対象事業を決定します。

- 10 保健福祉部審査会の審査日  
別途通知します。(令和5年4月下旬から5月上旬を予定しています。)
- 11 公表  
補助対象事業については、団体名(活動内容)、代表者、事業名、事業の種類及び事業内容を公表します。
- 12 結果の通知  
審査(書類選考を含む。)の結果は、応募のあった団体すべてに文書でお知らせします。
- 13 事業の事後評価  
補助金の交付を受けた団体には、愛媛県「三浦保」愛基金社会福祉分野公募事業実施要領の規定に基づき、今後の社会福祉活動の推進に生かすため、事業実施後、事業評価を行い、その結果を報告していただき、これを公表します。
- 14 シンボルマーク及びロゴタイプの使用について  
補助金の交付を受けた団体は、補助対象事業の実施に際し、別添「愛媛県『三浦保』愛基金シンボルマーク及びロゴタイプ使用要領」に基づき、シンボルマーク及びロゴタイプの表示をしていただきます。
- 15 その他  
この事業は、県議会での予算の議決が前提となります。このため、今後、内容等を変更することもありますのであらかじめご了承下さい。

**【お問い合わせ・応募書類提出先】**

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課企画係

TEL : 089-912-2383 (係直通)

FAX : 089-921-8004

メールアドレス : hokenhukushi@pref. ehime. lg. jp



愛媛県「三浦保」愛基金

シンボルマーク及びロゴタイプ

令和5年度愛媛県「三浦保」愛基金社会福祉分野公募事業応募申込書

ふりがな 団体名			
代表者氏名	職名		結成時期 年 月
	ふりがな 氏名		活動期間 年 月 (令和5.4.1現在)
事務所 所在地	(〒 - ) TEL - - FAX - -		
実施の際 の連絡先	(〒 - ) TEL - - FAX - - 担当者名： E-mail：		
団体の 職員状況	常勤役員	人	団体の会員数 人
	その他役員 (事業執行担当者)	人	
団体年間予算 (令和4年度)	収入	円	
	支出	円	
団体の活動 内容	(主たる活動分野、これまでの活動内容など)		

団体名	
事業名	
事業の種類 〔どれか一つに○をつけてください。〕	1 高齢者に対する福祉サービスや支援活動に関する事業 2 障がい者に対する福祉サービスや支援活動に関する事業 3 子育て支援に関する事業 4 地域福祉活動に関する事業 5 その他社会福祉の向上に関する事業
1 事業実施に当たっての目的・ねらい	
2 事業内容 (1) 概要  (2) 実施予定場所  (3) 実施予定時期、スケジュール	
3 事業実施体制及び進行管理方法	

4 受益対象者の範囲・参加予定人数 等

5 事業を実施することにより県下に波及される効果

6 来年度以降の当該計画事業の予定

7 過去の5年間の助成実績及び令和5年度の助成制度への応募状況  
(「三浦保」愛基金含む。年度・事業概要・助成額など。)

(別表)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
県 補 助 金		
○ ○ 収 入		
自 己 資 金		
合 計		

県補助金額は、千円未満を切り捨てること。

2 支出の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
[補助対象経費]		
小 計		
[補助対象外経費]		
小 計		
合 計		

[補助対象経費]と[補助対象外経費]に分けて記載すること。

区分には、費目を記載すること。

摘要には、積算根拠を記載すること。

別添

### 補助対象経費費目

費目	経費の具体例
賃 金	イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金
報償費	講演会等の講師等に対する謝礼、謝礼品の購入など
旅 費	研修会等の講師招へいのための旅費 など
需用費	消耗品費（各種用紙、封筒、消耗雑品、イベントで使用する食材などの材料費など）、印刷製本費（印刷代、写真の現像代、コピー代）、事務参考書籍、単価 50,000 円未満の物品（プリンターなど）
役務費	通信運搬費（切手、はがき等の郵便料、電話代） 保険料（ボランティア保険料など）
委託料	イベント等での会場設営委託など 映像ソフト制作など
使用料及び 賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料、バス借上など
負担金	研修会参加のための受講料など

(注)

- 1 補助対象経費は、原則として費目の欄に掲げる経費で、事業実施のために直接必要となるものです。
- 2 団体の構成員への謝金は、対象となりません。
- 3 スタッフの旅費・交通費は、事業の遂行に必要なものに限り対象とし、原則として実費額とします。
- 4 食料費（会議・打ち合わせ等の菓子代、弁当代）は、対象となりません。
- 5 事務局の人件費、賃料、光熱水費、電話代等一般管理費に相当するものは対象となりません。
- 6 経費の具体例に示されているのはあくまでも例示ですので、具体例以外のものでも補助対象経費となるものもあります。

なお、詳しくは保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課企画係までお問い合わせください。



(補助事業に関する確認書様式)

年 月 日

愛媛県知事 様

補助事業者  
所在地  
団体名  
代表者職氏名

印

補助事業に関する確認書

下記の事項について理解しており、関係法令等を遵守します。

なお、令和5年度愛媛県「三浦保」愛基金社会福祉分野公募事業補助金の交付決定を受けた場合には、補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、適切に管理します。

記

- ・ 財産処分の制限に関する事項
- ・ 会計帳簿の整備に関する事項
- ・ 各種報告義務に関する事項
- ・ 補助金返還義務に関する事項

# ○個人住民税の特別徴収確認方法の例

個人住民税の特別徴収を実施している事業者は、下図のような通知書を該当する市町から送付されているので、これでもって確認できます。

ただし、この通知書には従業員の個人情報に記載されていることから、確認・提出するのは、下図の枠で囲んだ部分の写しです。

## 【給与所得者等に係る市（町村）民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（見本）】

平成 年度 給与所得等に係る市市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収税額	課税人員		市課税人員	
	人数	税額	人数	税額
6月分		125円		
7月分		150円		
8月分		270円		
9月分		370円		
10月分		470円		
11月分		570円		
12月分		670円		
合計				

愛媛県税務課長及び課長補佐の4（第22条の6）第1項等及び松山市条例第46条第1項第3号の規定により、平成 年度給与所得者等に係る市市民税及び県民税の特別徴収税額を下記の通り決定（変更）したので通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受取った日の翌日から起算して5日以内に松山市税務課に、変更申請を提出していただく必要があります。この特別徴収税額の決定の依頼は、前記の書類を提出していただく必要はありません。変更申請は、前記の書類を提出して6か月以内に松山市を被告として松山市が被告の代表者となります。確定することができます。

平成 年 月 日  
愛媛県 市長

指定番号	個人番号	市町村コード	382019	受給者番号		特別徴収税額		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	（摘要）
	住	氏	名					125円	150円	270円	370円	470円	570円	670円	
								変更月	月						
指定番号	個人番号	市町村コード	382019	受給者番号		特別徴収税額		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	（摘要）
	住	氏	名					125円	150円	270円	370円	470円	570円	670円	
								変更月	月						
指定番号	個人番号	市町村コード	382019	受給者番号		特別徴収税額		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	（摘要）
	住	氏	名					125円	150円	270円	370円	470円	570円	670円	
								変更月	月						
指定番号	個人番号	市町村コード	382019	受給者番号		特別徴収税額		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	（摘要）
	住	氏	名					125円	150円	270円	370円	470円	570円	670円	
								変更月	月						
指定番号	個人番号	市町村コード	382019	受給者番号		特別徴収税額		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	（摘要）
	住	氏	名					125円	150円	270円	370円	470円	570円	670円	
								変更月	月						

特別徴収義務者名

(特別徴収義務がない場合の申立書)

## 申 立 書

愛媛県知事                      様

補助事業者  
所在地  
団体名  
代表者職氏名                      印

本会は、給料の支払がなく個人住民税の特別徴収義務はありません。

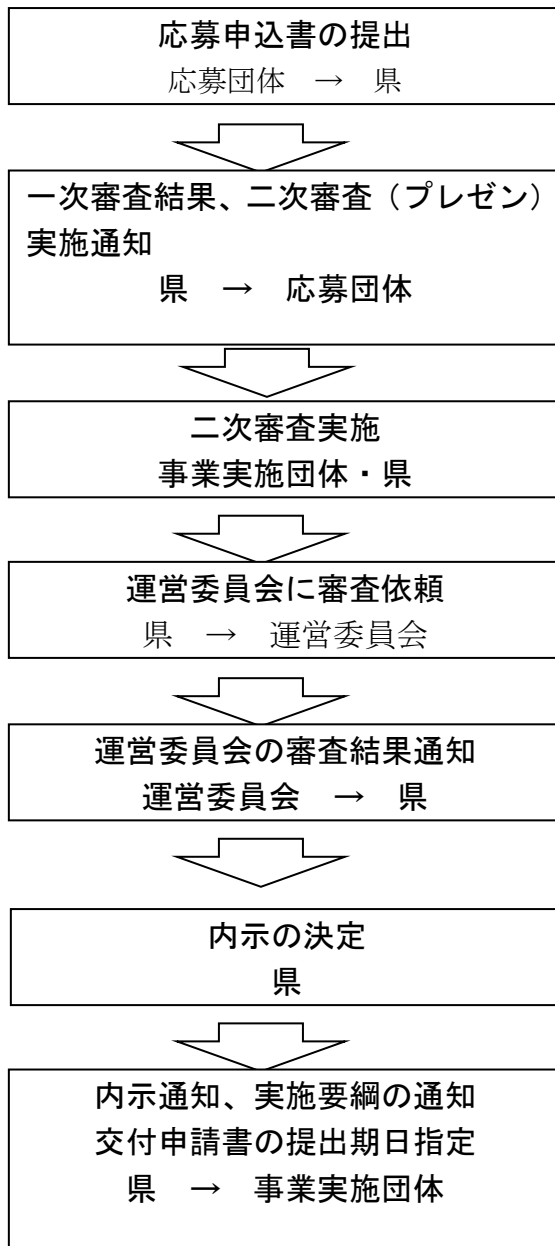
## 提出書類チェック表

(団体名： )

番号	提出書類	確認欄
(1)	公募事業申込書（事業計画書及び収支予算書を含む。）	
	応募申込書	<input type="checkbox"/>
	事業計画書	<input type="checkbox"/>
	収支予算書	<input type="checkbox"/>
(2)	補助事業に関する確認書	<input type="checkbox"/>
(3)	定款、寄附行為、規約、会則のいずれか	<input type="checkbox"/>
(4)	役員名簿（任意団体の場合は、代表、副代表、会計担当者などがわかる名簿）	<input type="checkbox"/>
(5)	団体としての年間の事業計画書	<input type="checkbox"/>
(6)	団体としての今年度の予算書	<input type="checkbox"/>
(7)	団体としての前年度の決算書	<input type="checkbox"/>
(8)	団体の理事会等で(7)の決算承認を受けたことが確認できる議事録の写し	<input type="checkbox"/>
(9)	団体の活動状況が分かる書類（A4サイズ3枚以内）	<input type="checkbox"/>
(10)	『給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書』が提出されていることが確認できる書類（経費に源泉徴収が必要な経費（賃金、報償費等）がある団体に限る。）	<input type="checkbox"/>
(11)	個人住民税の特別徴収実施を証する書類（直近の給与所得者等に係る市（町村）民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写し）等）。 ただし、特別徴収義務のない場合は義務がない旨の申立書。	<input type="checkbox"/>
(12)	提出書類チェック表(本書)	<input type="checkbox"/>

※ 本書は、提出書類の確認に御使用下さい。

## ○補助金交付手続・関係書類の送付のフローチャート（内示までの事務）



- 応募申込書、添付書類
- 応募期限令和5年3月24日(金)17:15必着

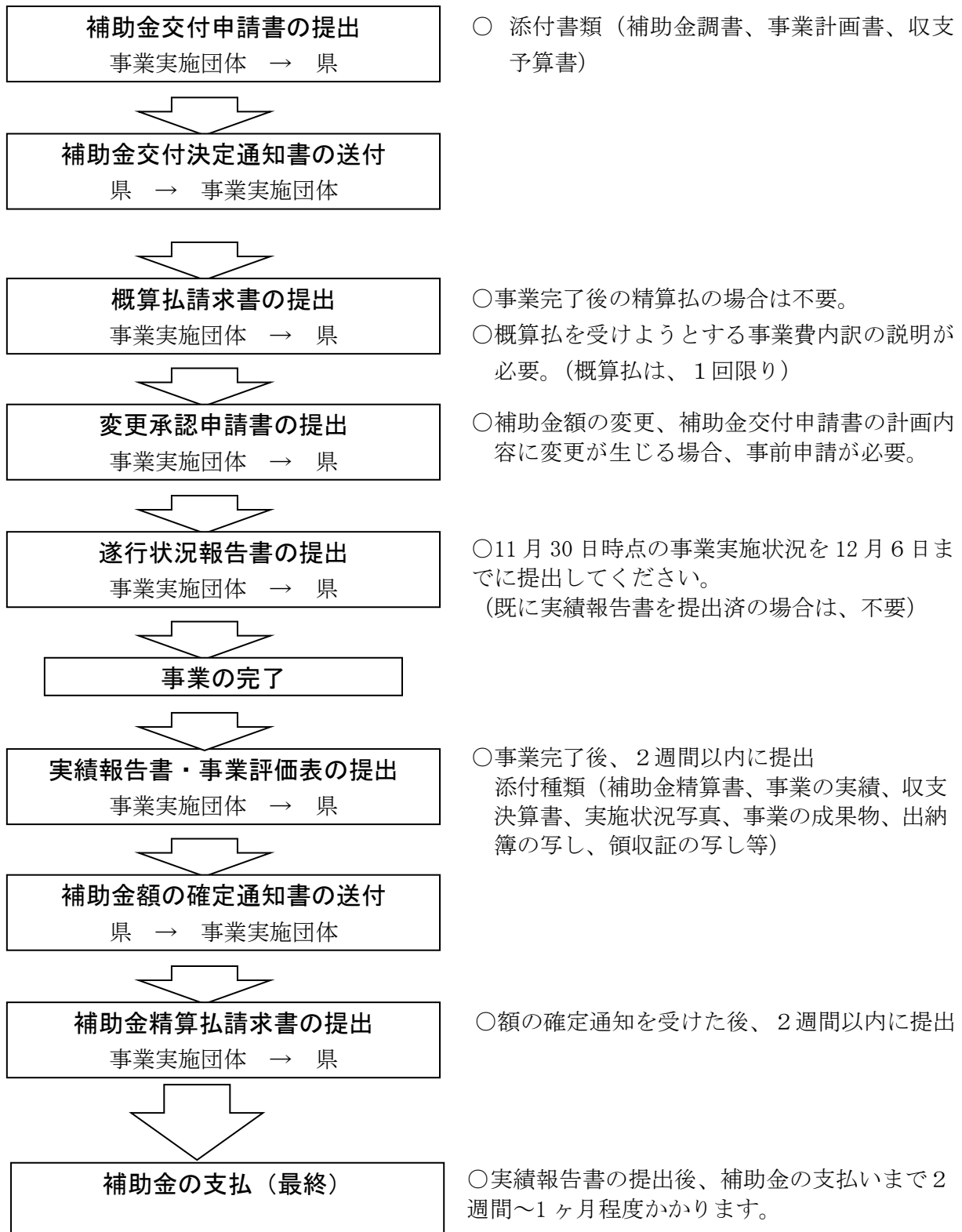
- 部内審査要領に基づく書類審査。

- 部内審査要領に基づくプレゼンテーションによる審査。（4月下旬から5月上旬）  
※書類審査に変更となる場合があります。

- パワーポイントデータの事前提出

交付申請は、内示額どおりです。

## ○補助金交付手続・関係書類の送付のフローチャート（内示を受けた後の事務）



## 補助事業を希望される皆さんへ

愛媛県「三浦保」愛基金社会福祉分野公募事業の交付決定を受けた場合は、次に記載した事項のほか、関係法令等の規定を遵守しなければなりませんので、あらかじめご承知の上、適切な対応をお願いします。

### 記

- 1 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業に要する経費の分配や補助事業の内容を変更しようとする場合、あるいは補助事業を中止・廃止しようとする場合には、知事の定めるところにより、その承認を得なければなりません。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、知事の定めるところにより、補助事業の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を沿えて知事に提出しなければなりません。補助金等の交付決定に係る県会計年度が終了した場合も、また同様とします。
- 3 補助事業者は、補助事業の経費について、補助事業以外の経費と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を知事が定める期間保存しておかなければなりません。
- 4 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には補助対象外となります。
- 5 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に沿って適正に管理する義務があります。

このため、補助事業者は、上記の財産のうち、次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合や、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。

- (1) 不動産
  - (2) 船舶、飛行機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
  - (3) 前(1)、(2)に掲げるものの従物
  - (4) 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの。
  - (5) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるもの。
- 6 補助事業者が関係法令等に違反する行為をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。